

地域福祉計画の法的位置付けについて

1 H12.6 社会福祉事業法の位置づけ

社会福祉事業法（昭和26年施行、平成12年社会福祉法に改題）の改正により、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画が規定された。

市町村地域福祉計画

都道府県地域福祉支援計画

2 H30.4 社会福祉法の位置づけ（努力義務規定（※））

社会福祉法の一部改正により任意規定から努力義務規定に改正され、さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置づけられた。



※努力義務規定は法律等の条文に「～よう努めるものとする」と書かれた規定のことをいいます。

社会福祉法第107条

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画という。」）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市長村地域福祉計画を変更するものとする。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を創っていく社会のこと

（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）